# 御子左家の悲願と成就

-----頼実歌一首をめぐって---

#### はじめに

をきわ」めた感慨に溢れている。
「正二位権中納言」、これが定家の極位極官である。文字通り「道言に任じられていた。この権中納言を十二月十五日には辞すので、言に任じられていた。この権中納言を十二月十五日には辞すので、試んだ歌である。同年一月三十日、定家は七十一歳の高齢で権中納試んだ歌である。同年一月三十日、定家は七十一歳の高齢で権中納試んで歌である。同年一月三十日、定家は七十一歳の高齢で権中納法がである。

歌や、他人から贈られた祝いの歌と返歌などが多く残されている。ころである。従って、そのような定家が任官・昇階した折の喜びのが終生不遇意識を持ち、官途に熱意を燃やしていたことは周知のと五蔵で叙爵して以来、六十六年に亘る官人生活であったが、定家

これらは、久保田淳氏の『訳注藤原定家全歌集』(河出書房新社、

ところで、たまたま太政大臣藤原頼実の逸文歌を拾っていたとこを忝くしている。 山 崎 桂 子

入集する、次の歌である。

ろ、定家の任参議を祝う歌を目にした。『続後撰集』神祇五五〇に

けるを、前中納言定家はからざるに参議に任ぜられ侍りしちのむもれ水すゑだに神のしるしあらはせ、とよみて侍り皇太后宮大夫俊成、むかし述懐歌に、春日野のおどろのみ

いにしへのおどろのみちのことのはをけふこそ神のしるしとは一分のおどろのみちのことのはをけふこそ神のしるしとはあたり、かの歌を思ひいでてよろこび申しつかはすとてあした、かの歌を思ひいでてよろこび申しつかはすとて

大方の人は御承知のところかとも思うが、定家の返歌は不詳である 見れ

ものの、定家年表に一項加えてもよい事かと思い、小文を草する次

#### 一、頼実

に召還され、復任して左大臣に登った。で、遠流に処せられたことで知られる大納言経宗である。経宗は後が暦元年(一一六〇)別当惟方と共に後白河院の御心に背いたかど炊御門流)。久寿二年(一一五五)生まれ。父は二条天皇親政派で、対御門流)。久寿二年(一一五五)生まれ。父は二条天皇親政派で、対御門流)。

やったというのが真実であろう。「一の人」とは言え、太政大臣は実を右大臣にする必要があり、右大臣の頼実を体よく名誉職に押しおが内大臣にならんがための謀事であるとして頼実が怒ったことを排任」(『明月記』)であったという。『愚管抄』巻第六には、通親自推任」(『明月記』)であったという。『愚管抄』巻第六には、通親自頼任」)、「俄かの大政大臣になったが、これは兼宣旨もなく(『公卿補任』)、「俄かの大政大臣になったが、これは兼宣旨もなく(『公卿補任』)、「俄かの大政大臣になったが、正治元年(一一九九)には右大臣から頼実も官途を順調に歩み、正治元年(一一九九)には右大臣から

年(一二〇八)既に辞していた太政大臣に還任されたのみであった。く一の上・左大臣になることであったが、結局叶えられず、承元二女魔子を土御門天皇に入内させている。頼実の本意は、父経宗の如建仁三年(一二〇三)には、宗頼と死別した卿三位兼子を妻にし、

ながら皇太后宮大夫を極官とした俊成自身を指すものである。同時水」とは、草木の陰に隠れて流れる水の意で、正三位の公卿であり

「おどろの路」は漢語「棘路」、即ち公卿の異称である。「むもれ

則闕の官であるから頼実が怒ったのは無理からぬことである。

移った。建保四年(一二一六)出家し(法名顕性)、嘉祿元年(一しかも、入内させた麗子が子を成さなかった上、皇位は順徳天皇に

二二五)七十一歳で没した。

歌人としての頼実は、『広田社歌合』に出詠したのを始めとして、

勅撰集にも二十一首入集しているが、詳細は別の機会に報告したい。補せられるなど、なかなか興味深い人物である。『千載集』以下の院宸記』逸文建保二年十月十四日条によると、「和歌所権長者」に殿庚申和歌会』『新古今和歌集竟宴和歌』『順徳院内裏詩歌合』『鳥羽は後『中宮任子和歌会』『京極殿初度和歌会』『俊成九十賀』『宇治以後『中宮任子和歌会』『京極殿初度和歌会』『俊成九十賀』『宇治

### 二、俊成「春日野」詠

さて、頼実歌の詞書にある俊成の歌、

うに、俊成自身の不遇意識が詠み込まれている。
神へ子孫の栄達を祈ったものであるが、述懐題であることが示すよ神へ子孫の栄達を祈ったものであるが、述懐題であることが示すよは、『長秋詠葉』に増補されている治承二年(一一七八)「右大臣家は、『長秋詠葉』に増補されている治承二年(一一七八)「右大臣家

をふまえている。せめて子孫である「すゑ」だけでも神の霊験によっ する家格にもかかわらず、父俊忠以降顕官につけず埋れていること て栄進させ、もとの家格に戻して下さい、と歌っているのである。 という伏流水のイメージも持っており、これは権大納言長家を祖と に、一度は表面を流れていた水が地中に埋れ、人目につかず流れる この年俊成は六十五歳、「すゑ」を定家と意識していたかどうか

#### 三、定家任参議

したばかりであった。

定かではないが、彼は十七歳で、やっと『賀茂別雷社歌合』に出詠

遺愚草』に収められている。 侍従はもとのままで参議に任ぜられた。やはり家隆が慶びの歌を送っ 次第でもあったのである。そのような状況で、建保二年二月十一日 九九)が、実は蔵人頭を望んでいたのに侍従に再任され、不本意な 隆から慶びの歌を贈られ、定家は歌を返している(二三九八・二三 位に叙され、上達部(公卿)の仲間入りをする。この時、雅経と家 られるわけだが、それ以前、建暦元年(一二一一)九月八日に従三 て来た。その歌(二四〇〇)は、二三九八・二三九九に続いて『拾 その後、三十六年を経た建保二年(一二一四)定家は参議に任ぜ

ざりし参議の闕に、おほくの上臈をこえてなりて侍りしあ とは申しかど、しづみぬる事をのみなげき侍しに、思よら

Ŕ

臥しておもひ起きても身にやあまるらんこよひの春の袖のせば

さは

返し

**うれしてふたれもなべての事のはをけふのわが身にいかゞこた** 

かむ

詞書の「とは申しかど、しづみぬる事をのみなげき侍りし」は、 が込められている。「参議の闕」とは、参議であった坊門隆清が二 よらざりし参議の闕に、おほくの上臈をこえて」には、望外の喜び 述の侍従再任の不本意さを暗示させる言辞であるが、その故に「思 前

詞書に言う如く、定家の任参議は思いがけないことであった。 に定家のもとに贈られた歌であることがわかる。家隆・頼実両歌の れ侍りしあした」とあり、家隆歌と同じく、任官の翌日二月十二日 月七日死んだことによるものである。 頼実の歌の詞書にも、「前中納言定家はからざるに参議に任ぜら

しかし、頼実と定家の間にそれほど親密な交流があったとも思わ

ら悪口を言いながらも通っていたし、吉富庄に関しては兼子に横領 である。『明月記』は任参議の日の記事がない上、後の頼実葬去の れない。頼実は定家より七歳年長で、この時は六十歳、前太政大臣 日の記事もないので、定家の頼実評を窺うことは出来ない。もっと 頼実の妻である兼子のところへは、除目の事を頼む為、以前か

#### 四、俊成と頼実

東実が定家に歌を贈ったのは、恐らく詞書にも言う如く俊成への 類実が定家に歌を贈ったのは、恐らく詞書にも言う如く俊成への が、若き日から頼実にとって俊成は和歌の大先達として尊 し得ないが、若き日から頼実にとって俊成は和歌の大先達として尊 し得ないが、若き日から頼実にとって俊成は和歌の大先達として尊 し得ないが、若き日から頼実にとって俊成は和歌の大先達として尊

老がよに千よ経んきみを待つけてむかしの袖や身に余るらんの作者にはなっていないものの、賀の当日は講師を勤め、歌人として良経と共に院の命を受け、沙汰をしたのである。屛風歌歌人として良経と共に院の命を受け、沙汰をしたのである。頼実は大相国九十賀事評定、頭弁書定文」とある。俊成九十賀について、大相国九十賀事評定、頭弁書定文」とある。俊成九十賀について、

そして、俊成没後、定家が参議になった時、頼実には俊成の一首がて、若き日より俊成に親近感と畏敬の念を抱いていたのであろう。頼実の和歌には多分に槐門の余技的な要素はあろうが、歌人とし

る。

の歌を詠じている。

父上の歌が春日大明神のしるしとなって顕れたと御覧になっている名実共に「おどろ(公卿)」の道を歩まれることとなった今日こそ、の路」の歌を詠んで祈念されましたが、あなたが参議に任ぜられて思い起こされたのであろう。頼実歌の意は、その昔父上が「おどろ思い起こされたのであろう。頼実歌の意は、その昔父上が「おどろ

## 五、頼実と「右大臣家百首」

ことでしょう、というものである。

ところで、『千載集』秋上二九〇には頼実の次のような歌が入集大臣家百首」を、頼実は知悉していたということになる。首」での俊成詠であった。ということは、三十六年前の俊成の「右頼実の思い起こした一首「春日野」詠は、治承二年「右大臣家百

百首歌よみ侍りける時、月歌とてよみ侍りける

右衛門督頼実

している。

加していたとすれば、俊成歌を思い起こしたことも頷かれるのであは「右大臣家百首」の歌題でもある。頼実も「右大臣家百首」に参詞書の百首歌は、勿論私的な百首と解すべきであるが、歌題の「月」つねよりも身にぞしみける秋の野に月すむ夜はの荻のうは風

全体像は不明であるが、逸文集成による本文の復元が試みられてい「右大臣家百首」は、残念ながら散逸を余儀なくした為、詳細な

に守られており、基輔と資隆の間、すなわち従四位下から正五位下か、女房グループかに考えられ、前者では身分順の配列原則が厳密之氏によると、これ以外の参加者の可能性としては、官人グループる。今日までのところ、参加者は十九人が知られているが、小島孝

程度の歌人があり得ると言う。

しかし、小島氏の博捜によっても、これに当てはまる歌人は見当

である。

家百首」の参加者とは考えられそうもないのである。男共」(『玉葉』)の条件にも勿論あてはまらない。やはり「右大臣兼実家との深い交流は考えられないし、小島氏の言われる「常祇候無理である。しかも、『中宮任子和歌会』に出詠しているとは言え、無理である。頼実はこの時正四位下であり、まず身分の点で

撰集』に入れる。つまり、俊成詠は子の定家によって『新古今集』

その後、俊成孫の為家が「春日野」詠を含む頼実当該歌を『続後

#### 六、御子左家三代

家・家隆・雅経)によって、神祇一八九八に入れられることになる家・家隆・雅経)によると、『保延のころおひ』は『千載集』編纂時る。松野陽一氏によると、『保延のころおひ』は『千載集』編纂時る。松野陽一氏によると、『保延のころおひ』は『千載集』編纂時る、松野陽一氏によると、『保延のころおひ』は『千載集』編纂時る、松野陽一氏によると、『保延のころおひ』に入れられていさて、俊成の「春日野」詠は『保延のころおひ』に入れられてい

も窺わせるものである。

のである。更に、定家は『定家八代抄』(『二四代集』)にもこの詠

ではないが、俊成・定家親子にとって重要な一首だったことは確かではないが、俊成・定家親子にとって重要な一首だったことは確かく、一二十二日である。定家が『新古今集』から「春日野」詠を保二年二月十二日である。定家が『新古今集』から「春日野」詠を保二年二月十二日以後同四年正月五日以前と立は、建保三年(一二一五)正月十三日以後同四年正月五日以前と立は、建保三年(一二一五)正月十三日以後同四年正月五日以前と立はないが、俊成・定家親子にとって重要な一首だったことは確かを入れている。種口芳麻呂氏とって重要な一首だったことは確かを入れている。種口芳麻呂氏とって重要な一首だったことは確かを入れている。種口芳麻呂氏とって重要な一首だったことは確かを入れている。

者となって、一門の極めて私的な詠を自ら採歌し得る為家の感慨を悲願と父定家の任参議という慶事を改めて確認し顕彰するところに悲願と父定家の任参議という慶事を改めて確認し顕彰するところにまったからではなく、頼実歌を介することによって、祖父俊成の集』にも入れられ、更に孫の為家によって、頼実歌の詞書の形で『続後撰

ことが出来たのである。それこそ「むもれ水」が「すゑ」になって、への三代を経て始めて、御子左家始祖長家・二代忠家の官に復する俊成の悲願成就は定家までの二代では未だ十分ではなかった。為家四十四歳の時、既に権大納言になり、父定家の官をもしのいでいた。為家は、『続後撰集』を撰進する十年前の仁治二年(一二四一)

まさしく「しるし」を「あらわ」したのである。

めて「春日野」詠は必要十分の完結を見たというべきであろう。いつまり、為家が頼実歌を『続後撰集』に入れることによって、始

みじくも『尾張の家苞』が「春日野」詠について、「御子定家卿中

に似たり」と注している如くである。納言、御孫為家卿大納言にて再び家の栄えしは、此の歌の感応ある

#### おわりに

勅撰集に一度入った歌が再び他の勅撰集に入れば、それは重出である。しかし、詞書の形でもう一度他の勅撰集に入る(或いはそのある。しかし、詞書の形でもう一度他の勅撰集に入る(或いはそのある。しかし、詞書の形でもう一度他の勅撰集に入れば、それは重出であるか。

というサクセス・ストーリーを完成させたのである。頼実詠は秀逸はからずも頼実の歌を介することによって、御子左家の悲願と成就俊成が一門の栄達を祈った歌は他にも多いが、その中の一首が、

歌でも何でもなかったが、御子左家三代にとっては、なくてはなら

ない因縁の一首であったと言えようか。

和歌の引用は『新編国歌大観』(角川書店)に拠り、表記は私

意による。

Ж

Ж

たということではない。『和歌大辞典』(明治書院)の当該項に井で、俊成・定家・為家の時代にその家を「御子左家」と言ってい

標題他で「御子左家」としたが、この称は便宜的に用いたもの

上宗雄氏が述べられている通りである。

(1) 天皇の沙汰と称して、後白河院叡覧中の桟敷に板を打ちつけたとい

连

う (『平治物語』下、『愚管抄』巻第五)。

(3) 平林盛得「後鳥羽天皇宸記切と宸記逸文」(『古典研究会創立二十五(2) 『愚管抄』巻第六

(4) 小島孝之「治承二年右大臣家百首の新出資料とその考察」(『国語と四日乙亥」となっているが、「九月十四日乙亥」が正しい。

周年記念 国書漢籍論集』 汲古書院 平成三年)逸文では「十月十

(5) 松野陽一『藤原俊成の研究』(笠間書院 昭和四八年)

国文学』第五七巻第十号 昭和五五年十月

たのかもしれない。 成款の『新古今集』への入集が、頼実に当該歌を詠ませる契機となっ成款の『新古今集』への入集が、頼実に当該歌を詠えでいる。或いは、俊

(7) 樋口芳麻呂『定家八代抄と研究』(未刊国文資料第一期 昭和三一

(8) 久保田淳『新古今和歌集全評釈』(講談社 昭和五二年)第八卷四

やまさき・けいこ、鹿児島女子大学 ――

〇四頁に掲げられている。